

(配布用)

令和4年 第4回

甲賀広域行政組合議会

臨時会 会議録

令和4年12月23日  
於 甲賀広域行政組合庁舎



令和4年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会会議録

令和4年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会は、令和4年12月23日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 西村 慧
- 2番 堀 郁子
- 3番 田中新人
- 4番 小河水人
- 5番 山岡光広
- 7番 大島正秀
- 8番 赤祖父裕美
- 9番 加藤貞一郎
- 10番 松原栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

- 6番 松井圭子

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- 管理者 生田邦夫
- 副管理者 岩永裕貴
- 監査委員 山川宏治
- 会計管理者 藤田文義
- 事務局長 水野誠治
- 事務局次長 川島辰道
- 総務課長 中島史尚
- 衛生課長 松本博彰
- 衛生センター所長 中溝慶一
- 消防長 本田修二
- 消防次長兼危機管理課長 菊田和広
- 消防次長兼水口消防署長 西出敏夫
- 消防次長兼湖南中央消防署長 松田武比古
- 消防総務課長 西澤卓也

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 山本恵美子
- 水田雅子
- 小林慎司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第10号 甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第4 議案第11号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第5 議案第12号 令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）  
日程第6 議案第13号 甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

議長（田中新人） 議会議員の皆様方、本日は何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会を開会します。

開議に先立ち、管理者から挨拶があります。

管理者。

管理者（生田邦夫） 本日、令和4年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集をいただき誠にありがとうございます。

それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係では、ごみ処理施設基幹的設備改良工事につきまして、現在、2系焼却炉の工事が完了し、試運転を行っております。年明け1月からは、最終となる1系焼却炉の工事に着手する計画であり、全体工程は計画通り進捗しております。また、年末年始を迎え、し尿、ごみの各処理施設では、万全の体制を図り、搬入者などへの対応と適正な処理に努めてまいります。

続きまして、消防関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の第8波に入り、また、季節性インフルエンザの同時流行が懸念されることから、引き続き、職員の感染防止対策と健康管理を徹底し、消防業務が停滞することのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日、提案いたしますのは、条例案件2件、令和4年度補正予算案件1件、組合議会会議規則案件1件の合計4件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議長（田中新人） 開会に先立ち、お知らせします。松井圭子議員が、一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員は、9人です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前10時03分）

議長（田中新人） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議長（田中新人） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告が3件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議長（田中新人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、2番、堀郁子議員、4番、小河文人議員を指名します。

議 長（田中新人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田中新人） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

議 長（田中新人） 日程第3、議案第10号、甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。  
管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、派遣した職員について、第2条に規定する職員の定数外とすることができる規定を設けようとするものです。  
なお、本規定につきましては、主として甲賀広域行政組合全体で取り組むべき課題解決と事業推進に向けた情報共有を目的に、これに係る職員の派遣を対象としているものです。  
施行は公布の日からとします。  
よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（田中新人） これから質疑を行います。  
質疑の通告がありますので、発言を許します。  
1番、西村慧議員。

- 1 番（西村慧） それでは、上程されております議案第10号、甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について伺います。これについては、議案書に示されていますとおり、地方自治法第252条の17の規定により派遣した職員は、現在2条に規定する職員、管理者部局の49名、消防職員の204名の定数外にできるように新たに第4条として追記しようとするものであると理解しております。それについて2点質問させていただきます。  
1点目、本条例改正について、少し管理者より趣旨説明があったんですけども、今回新たに定数外とすることになった経緯を再度お伺いしたいと思います。  
2点目に、現在、実際にこの派遣をしている職員さんはいらっしゃるのか、実情をお伺いしたいと思います。2点よろしくお願ひいたします。

議 長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。  
事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。西村議員の質疑にお答えいたします。  
まず、1点目に派遣した職員を定数外とすることに至った経緯でございます。本年6月3日に甲賀広域行政組合議会全員協議会において、消防本部における消防体制の現状と課題についてとして、増員の必要性を消防長より説明をさせていただいておりますとおり、国の定める消防力の整備指針に基づいた配備車両に対する職員数の配置を含めた一定の消防力を確保することは喫緊の課題ととらえておるところでございます。更に消防本部では、令和5年度以降も滋賀県防災航空隊への常時派遣、令和6年度からは滋賀県消防学校への教官の派遣などの職員の派遣要請があります。消防体制の現状と課題に向けた策を進めつつ、職員の派遣要請に応えるために、派遣している職員数を定数外として取り扱い、現状の職員定数枠での体制づくりからが消防力の充実に必要と考え、提案しております。

2点目の実際に派遣をしている職員の実情については、今年度は滋賀県防災航空隊に1名及び本組合事務局長、事務局次長の計3名を消防体制から派遣しております。

これまでには日本消防協会、滋賀県防災危機管理局への派遣もあり、単年度最大で4名の派遣実績がございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） これで、西村慧議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第10号、甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（田中新人） 挙手全員であります。

したがって、議案第10号、甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（田中新人） 日程第4、議案第11号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第11号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、人事院が国家公務員の給与について勧告を行い、そのことを受けた国家公務員の給与の改正法が成立したことに伴い、本組合においても、国に準拠し、職員の給料、勤勉手当等の改正を行うものです。また、本組合職員の処遇改善として、管理職手当の支給割合を引き上げる改正を行おうとするものです。

まず、第1条関係では、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、平均0.3パーセント引き上げ、勤勉手当についても0.1月分引き上げ、1.05月とするものです。

施行は公布の日からとし、給料については令和4年4月1日、勤勉手当については令和4年12月に遡及適用することとしております。

次に、第2条関係では、管理職手当の支給割合の上限について、現行の100分の15から100分の20とします。この規定は令和5年1月1日からの施行とします。また、第1条関係で引き上げた0.1月分の勤勉手当を6月、12月に振り分け、それぞれ1.00月とします。この規定は、令和5年4月1日施行とします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（田中新人） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号、甲賀広域行政組合職員職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 (田中新人) 挙手全員です。

したがって、議案第11号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長 (田中新人) 日程第5、議案第12号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者 (生田邦夫) 議案第12号の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、職員異動、人事院勧告への対応などによる人件費補正と地方債の補正、契約額確定等に伴う事業費補正を主な内容とするものです。

歳入につきましては、負担金をそれぞれ負担区分に応じて1,128万7千円を減額いたします。

衛生関係では、地方公務員災害補償基金負担金の還付により、諸収入を12万1千円増額し、資源ごみ売却実績から財産収入を31万4千円増額いたします。

消防関係では、危険物申請手数料収入実績から使用料及び手数料を150万円減額し、組合債において、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車更新に係る契約額確定により、380万円を減額いたしました。

歳出につきましては、衛生費において人事院勧告及び手当額改定等により給料、勤勉手当、管理職手当等を増額いたしますが、し尿収集運搬実績による委託料の減や、市指定ごみ袋の契約額確定による需用費の減等により565万円の減額をいたします。

消防費では、電気料金及び燃料費の高騰により需用費を増額いたしますが、職員異動等による給料、職員手当、共済費の減額、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車の購入及び信楽消防署下水道接続工事に係る契約額確定により1,050万2千円の減額をいたします。

最後に、複数年度にわたる事業に係る債務負担行為ですが、令和4年度から令和6年度までの消防本部庁舎エレベーター基板取替工事について、債務負担行為を設定いたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 (田中新人) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (田中新人) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 (田中新人) 挙手全員です。

したがって、議案第12号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議長 (田中新人) 日程第6、議案第13号、甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、赤祖父裕美議員から提案理由の説明を求めます。

赤祖父議員。

- 8 番（赤祖父裕美） 議案第13号の提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、申し合わせ事項によって協議が必要とされる事案が発生した場合、議会開会当日に開催するとしていた全員協議会について、申し合わせ事項から削除し、本組合議会会議規則に全員協議会の規定を新たに設け、議会開会当日に関わらず、議長が招集することとするものです。  
施行は公布の日からとします。  
よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長（田中新人） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから議案第13号、甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。  
（挙手全員）
- 議 長（田中新人） 挙手全員です。  
したがって、議案第13号、甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案とおり可決されました。
- 議 長（田中新人） お諮りします。  
本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（田中新人） 異議なしと認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。
- 議 長（田中新人） これで、本日の日程は全部終了しました。  
したがって、令和4年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会を閉会します。  
（閉会 午前10時21分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

同 議会議員 堀 郁子

同 議会議員 小河 文人